

名家連ニュース

平成31年1月11日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 577号

社会保障審議会障害者部会「精神保健指定制度の見直し」

厚生労働省は、12月12日の第92回部会で、指定医資格の不正取得の再発防止と資質確保の観点から、精神保健指定医制度の新基準（① 口頭試問の導入 ② ケースレポートの見直し ③ 指導医の要件等の見直し）を示し、「趣旨」「内容」を「告示改正の概要」で明らかにした。

適用期日は平成31年7月1日。

【行政処分概要】聖マリアンナ医科大学病院の指定医の不正取得を機に調査を行った結果、同様の不正申請が判明。行政処分は下記の通りです。

- ① 指定医取消89人（申請者49人、指導医40人） ② 新規指定申請却下4人



厚労省に他省立ち入り権限 障害者雇用、法改正へ 書類保存も義務化

中央省庁の障害者雇用水増し問題を受け、政府は12月14日、障害者雇用促進法改正案を来年の通常国会に提出する方針を固めた。厚生労働省

が、他省庁や地方自治体などの行政機関に立ち入り調査できる権限規定を新たに設ける。各機関に対し、障害者手帳の写しなど雇用に関する書類の保存も義務付ける。月内にも、労働政策審議会（厚労相の諮問機関）の分科会に提案、議論する。現行法では、民間企業に対する厚労省の調査権限はあるが、行政機関に対してはなかった。このことが長年にわたる不適切計上の一因となったとの指摘もあり、政府は厚労省に強制力を持たせ、再発防止を徹底させたい考えだ。

実際の調査は厚労省のほか、各地のハローワークが実施。書類保存は現状では民間企業は省令で求められている。省令は「事業所ごとに、医師の診断書や障害者であることを明らかにできる書類を備え付けるものとする」と規定。障害者が退職や解雇となってからも3年間の保存を求めており、これを法律に格上げし、国と民間の双方に保存を義務付ける。立ち入り時に確認できるようにするが、違反しても罰則規定は設けない。弁護士らによる政府の検証委員会が10月にまとめた報告書では、各省庁で障害者手帳を持っていない職員を障害者としてカウントするなどさまざまな実態が判明した。このため政府は関係閣僚会議を開き、厚労省によるチェック機能強化を含めた再発防止策の基本方針を決定していた。



第4次名古屋市障害者基本計画(案)のパブリックコメント

～ 安心して暮らしていくための家族の切実な声を届けましょう!! ～



障害者基本計画は、障害者基本法で都道府県市町村に策定が義務付けられています。昨年、名古屋市障害者施策推進協議会（委員：堀田会長）に計画策定の専門部会（委員：池山副会長）が設置されました。7回の部会及び協議会で計画（案）がまとめられました。市民意見公募（パブリックコメント）期間は、平成30年12月27日～平成31年1月31日です。国の指針である「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」は、家族が声を挙げなければ形式的・抽象的な内容になる危険性があります。

地域生活支援システム（家族の生活実態調査と精神保健医療福祉の提言書）の具体的要望を提出していきましょう。※第4次基本計画の内容は、名家連ニュース563号、567号、568号、571号を参照。